# 『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ

# (協会けんぽ)健康保険・介護保険の保険料率変更に関するご案内

平素より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

3 月分保険料(4 月納付分)から全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険及び介護保険の保険料率が 変更されます。つきましては、保険料率の変更方法についてご案内申し上げます。

## 1. 2025 年(令和7年)3月施行の(協会けんぽ)健康保険および介護保険の保険料率 ■健康保険料率(被保険者)

北海道	51.55/1000	石川県	49.40/1000	岡山県	50.85/1000
青森県	49.25/1000	福井県	49.70/1000	広島県	49.85/1000
岩手県	48.10/1000	山梨県	49.45/1000	山口県	51.80/1000
宮城県	50.55/1000	長野県	48.45/1000	徳島県	52.35/1000
秋田県	50.05/1000	岐阜県	49.65/1000	香川県	51.05/1000
山形県	48.75/1000	静岡県	49.00/1000	愛媛県	50.90/1000
福島県	48.10/1000	愛知県	50.15/1000	高知県	50.65/1000
茨城県	48.35/1000	三重県	49.95/1000	福岡県	51.55/1000
栃木県	49.10/1000	滋賀県	49.85/1000	佐賀県	53.90/1000
群馬県	48.85/1000	京都府	50.15/1000	長崎県	52.05/1000
埼玉県	48.80/1000	大阪府	51.20/1000	熊本県	50.60/1000
千葉県	48.95/1000	兵庫県	50.80/1000	大分県	51.25/1000
東京都	49.55/1000	奈良県	50.10/1000	宮崎県	50.45/1000
神奈川県	49.60/1000	和歌山県	50.95/1000	鹿児島県	51.55/1000
新潟県	47.75/1000	鳥取県	49.65/1000	沖縄県	47.20/1000
富山県	48.25/1000	島根県	49.70/1000		

#### 健康保険料率の内訳となる特定保険料率(被保険者)

特定保険料率	16.90/1000

※「特定保険料率」は全国一律です。

※「基本保険料率」は都道府県ごとに異なり、システムでは「特定保険料率」をもとに自動計算します。

■介護保険料率(被保険者)

【注意点】

- 保険料率改定に関する詳細は、協会けんぽのホームページ等をご参照ください。
  - <令和7年度の協会けんぽの保険料率は3月分(4月納付分)から改定されます> https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r07/250214/

# 2. 『かんたんクラウド給与』健康保険および介護保険の保険料率の変更時期の確認

(1)はじめに、改定後の保険料率に変更する時期についてご確認ください。

1	3月支給の賞与なし		4月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。	
2	3月支給の	支給日が 給与の前	・3月支給の賞与は、改定後の保険料率に変更してください。 ・3月支給の給与は、改定前の保険料率に変更してください。 ・4月支給の給与から再度、改定後の保険料率に変更してください。	
3	賞与あり 支給日が 給与の後		3月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。	

健康保険料および介護保険料を [翌月徴収] する場合(一般的なケース)

#### 健康保険料および介護保険料を [当月徴収] する場合

1	3月支給の賞与なし		3月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。	
2	3月支給の	支給日が 給与の前	3月支給の賞与から、改定後の保険料率に変更してください。	
3	賞与あり	支給日が 給与の後	3月支給の給与から改定後の保険料率に変更してください。	

# 変更時期をご確認後、該当の支給月が到来しましたら、以下の手順で保険料率の変更を行ってください。

# 3. 健康保険および介護保険の保険料率を変更する

<注意事項>

- ・変更時期の直前の明細書を『更新』-「給与賞与確定」で確定後、保険料率を変更してください。
- ・保険料率を変更する前に、必ずデータの『バックアップ』を行ってください。

保険種別を確認し、各手順に沿って保険料率を変更します。

『会社基本情報登録』- [社会保険] - [健保種別] を確認します。

[協会けんぽ] で登録している方は(1)

[組合健保] で登録している方は(2)をご確認ください。

基本情報	詳細情報 残樂·不就労 社会保険 計算基準額	
建保種別	○なし ● 協会けんば ○ 組合健保	
<b>掌</b> 所整理記号		
■金事業所整理記号	•	
夏生年金	○ 未加入 ● 加入	
建生年金基金	◎ 未加入 ○ 加入	
R険料 皮保険者負担率	都道府県 東京都 ▼ R6年3月施行 ▼   健康保険 介護保険 厚生年金 厚生年金基金   保険料率 49.900 / 1000 8.000 / 1000 91.500 / 1000 / 1000   基本 32.800 / 1000 17.100 / 1000	
、険料端数区分	五捨六入 🛛 🔻 🛃 健康保険+介護保険の料率で計算する 🗊	
標準報酬月額・等級	R2年9月1日施行 🔹	
十会保険料の徴収日	○ 適用月(当月) ● 徴収月(適用月の翌月) ○ 改定しない(手入力)	

## (1) [協会けんぽ]の保険料率を変更する場合

[保険料被保険者負担率] - [都道府県] の年度選択コンボボックスで [R7 年 3 月施行] を選択します。 [健康保険] [介護保険] に新しい保険料率が設定されます。

	都道府県	東京都	▼ R7年3月施行		•
		健康保険		介護保険	
保険料 被保険者負抇率	保険料率	49.550	/ 1000	7.950	/ 1000
	基本	32.650	/ 1000		
	特定	16.900	/ 1000		

\* 改定前の保険料率に戻す場合は、年度選択コンボボックスで [R6年3月施行] を選択します。

① 変更が完了しましたら [更新] ボタンで保存します。

② 確認メッセージが表示されます。 [はい] を選択してください。

③ 『給与』- [給与明細書入力] または、『賞与』- [賞与明細書入力] より、明細書の作成を行っていただ き、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

## (2) [組合健保] の保険料率を変更する場合

[保険料被保険者負担率]の欄で [健康保険] [特定] [介護保険] 欄の保険料率を変更します。

	都道府県	•	-
		健康保険	介護保険
保険料 袖保除考色坦率	保険料率	50.000 / 1000	9.000 / 1000
版体候省党卫华	基本	30.000 / 1000	
	特定	20.000 / 1000	

\* 画像の保険料率は例です。保険料率については、組合へお問い合わせください。

① 変更が完了しましたら [更新] ボタンで保存します。

② 確認メッセージが表示されます。 [はい] を選択してください。

③ 『給与』- [給与明細書入力] または、『賞与』- [賞与明細書入力] より、明細書の作成を行っていただ き、変更後の保険料率で計算されていることをご確認ください。

※新しい保険料を従業員にお知らせする通知書が『社保』- [保険料変更通知書] から出力することができますので、必要に応じてご利用ください。

また「Edge Tracker 給与明細参照」をご利用の方は、 [保険料変更通知書] の [通知書送信] よりデ ータを送信することが可能です。

以上